

特定非営利活動法人 神奈川県自然保護協会定款

(2004年6月1日実施・2009年6月20日最終改訂)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 神奈川県自然保護協会（以下「協会」という。）という。

2 協会の英文名称は、Nature Conservation Society of Kanagawa とする。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を神奈川県厚木市林五丁目15番10号に置き、従たる事務所を神奈川県横浜市南区宿町3丁目54番地メゾンド蒔田1階に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、神奈川県土、神奈川県民及び関係諸機関に対して、自然保護活動推進及び情報発信をする事業を行い、神奈川県の自然の保護及び神奈川県民の自然保護意識の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 環境の保全を図る活動

(事業)

第5条 協会は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 自然保護に関する普及啓発

(2) 他の団体等が行う自然保護活動に係わる支援

(3) その他協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 協会の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 協会の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 家族会員 正会員と生計を同一にする家族で協会の目的に賛同して入会した者

(3) 特別会員 協会の目的に賛同して活動を支援するために入会した個人又は法人

(4) 名誉会員 協会の発展に特に顕著な功績があったもので理事会において認められた個人及び団体

(入会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき

(2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができ

る。

(除名)

第 11 条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(家族会員)

第 12 条 家族会員の入退会等については、第 7 条から第 11 条まで及び第 14 条を準用する。

(特別会員)

第 13 条 特別会員の入会については、別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとする。この場合 2 名以上の正会員の推薦を必要とするほかは第 7 条を準用する。

- 2 特別会員の退会等については、第 8 条から第 11 条まで及び第 14 条を準用する。

(抛出金品の不返還)

第 14 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員等

(種別及び定数)

第 15 条 協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 15 人以上 25 人以下
- (2) 監事 1 人以上 2 人以下
- (3) 顧問 若干名

- 2 理事のうち、1 人を理事長、1 人以上 3 人以下を副理事長とする。

(選任等)

第 16 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

- 4 監事は、理事又は協会の職員を兼ねることができない。

第 16 条の 2 顧問は理事会において選任し、理事長がその直近の総会に報告し事後承認を求める。

- 2 顧問は本法人の社員であることを必要としない。

(職務)

第 17 条 理事長は、協会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の規定及び理事会の議決に基づき、協会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) 協会の財産の状況を監査すること
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、協会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又は協会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること
- 5 顧問は理事会の求めに応じて神奈川県自然保護及び本協会の運営について意見を述べる。(任期等)

第 18 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 19 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 20 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第 21 条 役員のうち報酬を受け取ることのできる者は、その総数の 3 分に 1 を超えないものとする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問及び相談役)

第 22 条 協会には役員のほか顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役の任免及び処遇については理事会の議決に基づき理事長が決定する。

(事務局及び職員)

第 23 条 協会に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及びその他の必要な職員を置くことができる。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が任免し、その他の職員は理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 24 条 協会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 25 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 26 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (5) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (6) 役員の選任等に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) その他協会の運営に関する重要事項

(開催)

第 27 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第 17 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第 28 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 29 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 30 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 31 条 総会における議決事項は、第 28 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 32 条 各正会員の表決権は、平等であるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 33 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記する。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 34 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 35 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事務局の組織等に関する事項

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 36 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第 17 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第 37 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 38 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 39 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 40 条 理事会における議決事項は、第 37 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 41 条 各理事の表決権は、平等であるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 42 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記する。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 43 条 協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 協会が運営の必要に伴い取得した資産

(3) 入会金及び会費

(4) 寄付金品

(5) 財産から生じる収入

(6) 事業に伴う収入

(7) その他の収入

(資産の管理)

第 44 条 協会の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 45 条 協会の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

(1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

(2) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

(3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業計画及び収支予算)

第 46 条 協会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 47 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第 48 条 協会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 3 か月以内に総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 49 条 協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(長期借入金)

第 50 条 協会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないものに限る。)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第 52 条 協会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由により協会が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 協会が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人で、協会と類似する目的を持つものの中から総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第 54 条 協会が他の特定非営利活動法人と合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 協会の公告は、協会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、協会の成立の日から施行する。
- 2 この定款は 2007 年 6 月 2 日に改正しこの日より施行する。
- 3 この定款は 2009 年 6 月 20 日に改正しこの日より施行する。
- 4 協会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	新堀豊彦
副理事長	柴田敏隆
同	藤崎英輔
理事	青砥航次
同	飯村 武
同	石井 隆
同	池田 等
同	井上香世子
同	大澤洋一郎
同	金田 平
同	黒田 務
同	河野顕子
同	高柳英磨
同	中村道也
同	橋浦敬子
同	原田禎介
同	廣崎芳次
同	松島義章
同	三嶽良子
同	持田幸良
監事	福本 定
同	星澤一昭

- 4 協会の設立当初の役員の任期は、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2005 年 6 月 30 日までとする。
- 5 協会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 46 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 6 協会の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から 2005 年 3 月 31 日までとする。
- 7 協会の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 0 円
 - (2) 年会費

正会員	個人	3,000 円
	団体	5,000 円
	家族会員	1,000 円
	特別会員 一口	10,000 円 (一口以上)
	名誉会員	0 円